【文教・科学委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出６件（うち本院先議１件)、本院議員提出２件の合計８件であり、内閣提出６件及び本院議員提出１件を可決し、本院議員提出１件は撤回された。

また、本委員会付託の請願８種類66件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

参議院先議として提出された**著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案**は、情報伝達手段の発達により可能となった視聴覚障害者のための著作物の利用について自由に行うことができることとするとともに、著作権等を侵害された者の救済を図るための制度を充実するほか、著作権に関する世界知的所有権機関条約により我が国が保護の義務を負う著作物について、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の規定を適用しないこととする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、教育の情報化と著作権との関わり、著作権の啓蒙普及、法人重課導入の理由、芸能実演家の労災問題、視聴覚障害者等の著作物利用の拡大、原子力関連施設周辺に居住する聴覚障害者への配慮等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案は、小学校及び中学校の同学年の児童又は生徒で編制する１学級の児童又は生徒の数並びに高等学校の全日制の課程及び定時制の課程における１学級の生徒の数が、それぞれ30人以下となるよう学級規模の適正化を推進する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、30人学級実施の場合の教員数及び経費、次期教職員定数改善計画の策定、少人数学級の問題点、30人学級による教育効果等について質疑が行われたが、後日、同法律案の撤回を許可した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案は、政令で定める国立大学の大学院に、研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育部及び研究部を設置するとともに、学位授与機構を大学評価・学位授与機構に改組して、大学等の教育研究活動等の状況についての評価及びその結果の提供等の業務を追加するほか、弘前大学、岐阜大学及び山口大学の各医療技術短期大学部を廃止し、あわせて昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成12年度の職員の定員を定める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、21世紀の大学の在り方、評価基準の明確化、評価結果の活用方法、教育部及び研究部の設置の意義等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、３項目の附帯決議が付された。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案は、高等学校の教科の改正に伴い、高等学校の教員の免許状に係る教科としての情報及び福祉等を設けるとともに、教員の資質の保持

と向上を図るため、特別免許状を有する者が所要の単位の修得により普通免許状の授与を受けることができる制度を設けること等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、特別免許状制度の活用方策、校長・教頭の任用資格、免許状に係る教科の新設と職業教育の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

技術士法の一部を改正する法律案は、技術士の制度についての国際的な整合性の確保を図るため、技術士と同等以上の外国の資格を有する者についての技術士の資格に関する特例を設けるとともに、良質の技術士の一層の育成を図るため、第２次試験の受験資格の改善を図るほか、技術士等が技術に携わる者として果たすべき責務を定める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、外国との技術者資格の相互承認の必要性、技術士活用のための方策、技術士等の職業倫理及び継続教育の重要性等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案は、教員の専修免許状の取得を促進し、その資質の向上を図るため、国公立の小学校等の教員が職務に従事せずに国内外の大学院の課程等に長期にわたり在学し、その課程を履修することができる大学院修学休業制度を設けようとするものである。

委員会においては、教育公務員と一般の公務員の長期派遣研修制度の違い、大学院修学休業中の教員への経済的支援策の充実等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案は、国民の祝日として昭和の日を加え、昭和の日を４月29日とするとともに、みどりの日を５月４日とすること、国民の祝日が日曜日にあたるときは、その日以後においてその日に最も近い国民の祝日でない日を休日とすること等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、昭和の時代に対する認識、昭和の日を４月29日とする理由、昭和の日を設けるに当たっての世論の把握等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

（なお、同法律案は、本院本会議において多数をもって原案どおり可決された後、衆議院に送付されたが、内閣委員会において審査未了となった。）

独立行政法人教員研修センター法案は、教員研修等を業務とする独立行政法人教員研修センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、教員研修センター設立の意義、教員の社会体験の必要性、教員研修に係る国と地方の役割分担等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

〔決議〕

５月16日、本委員会は、**新しい学校教育確立のための教育改革推進に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

２月22日、教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を行い、河村文部政務次官及び斉藤科学技術政務次官から、それぞれＭ－Ⅴロケット及びＨ－Ⅱロケット打ち上げの結果

並びに経過について報告を聴取した後、同報告に対する質疑を行い、ロケット打ち上げ失敗の影響、ロケットの品質保証体制、ロケット技術の基礎研究の重要性、ロケット開発のコスト削減等の問題が取り上げられた。

３月９日、中曽根文部大臣から文教行政の基本施策について所信を、河村文部政務次官から平成12年度文部省関係予算について説明を聴取し、また、中曽根科学技術庁長官から科学技術振興のための基本施策について所信を、斉藤科学技術政務次官から平成12年度科学技術庁関係予算について説明を聴取した。

３月14日、文教行政の基本施策及び科学技術振興のための基本施策について質疑を行い、教育基本法の改正、教育改革国民会議と中教審等との関係、今後の人材育成の方針、子どもの読書推進、代替エネルギーの研究開発、学級規模の縮小と教職員の適正配置、東海村住民の健康不安への対応、スポーツ選手の事故に対する補償問題、「21世紀日本の構想」懇談会報告書の取扱い、週休３日制導入の是非、総合科学技術会議の概要、遺伝子解析の研究倫理指針等の問題が取り上げられた。

３月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度総理府所管（日本学術会議、科学技術庁）、文部省所管、総務省所管（日本学術会議）及び文部科学省所管予算について審査を行い、道徳教育やしつけの在り方、次期教職員配置改善計画の策定方針、国立大学等で使用した化学物質及び国立大学附属病院における医療廃棄物等の処理状況、教職員会議における教師の発言のチェックリスト作成の是非、独立行政法人化される国立試験研究機関等の予算上の扱い等について質疑を行った。

５月16日、教育、文化、学術及び科学技術に関する調査のうち、教育問題に関する件について質疑を行い、規範意識の育成と道徳教育の在り方、高校の受験競争の是正、教師の資質向上及びその支援体制の確立、国語教育の重要性、学級規模の適正化、留学生受入れの推進等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成12年２月22日（火）（第１回）

- ○教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○ロケット打ち上げの結果並びに経過に関する件について河村文部政務次官及び斉藤科学技術政務次官から報告を聴いた後、河村文部政務次官及び斉藤科学技術政務次官に対し質疑を行った。
- ○派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年３月９日（木）（第２回）

- ○文教行政の基本施策に関する件について中曽根文部大臣から所信を聴いた。
- ○平成12年度文部省関係予算に関する件について河村文部政務次官から説明を聴いた。
- ○科学技術振興のための基本施策に関する件について中曽根科学技術庁長官から所信を聴いた。

○平成12年度科学技術庁関係予算に関する件について斉藤科学技術政務次官から説明を聴いた。

○平成12年３月14日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○文教行政の基本施策に関する件及び科学技術振興のための基本施策に関する件について中曽根国務大臣、河村文部政務次官、斉藤科学技術政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第62号）について中曽根文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月15日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（日本学術会議）及び総務省所管（日本学術会議））について長峯総理府政務次官から説明を聴き、
（総理府所管（日本学術会議、科学技術庁）、文部省所管、総務省所管（日本学術会議）及び文部科学省所管）について中曽根国務大臣、長峯総理府政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年３月16日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第62号）について中曽根文部大臣、河村文部政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第62号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

○平成12年３月17日（金）（第６回）

○理事の補欠選任を行った。

○**小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案**（参第３号）について発議者参議院議員石田美栄君から趣旨説明を聴いた。

○**国立学校設置法の一部を改正する法律案**（閣法第36号）（衆議院送付）について中曽根文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月21日（火）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。
○**国立学校設置法の一部を改正する法律案**（閣法第36号）（衆議院送付）について中曽根文部大臣、河村文部政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月23日（木）（第８回）
○**国立学校設置法の一部を改正する法律案**（閣法第36号）（衆議院送付）について参考人九州大学大学院法学研究科教授内田博文君及び千葉大学教育学部教授三輪定宣君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**国立学校設置法の一部を改正する法律案**（閣法第36号）（衆議院送付）について中曽根文部大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第36号）　賛成会派　自民、民主、明改、社民、自由、参院
　　反対会派　共産
なお、附帯決議を行った。
○**教育職員免許法等の一部を改正する法律案**（閣法第23号）（衆議院送付）について中曽根文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月28日（火）（第９回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**教育職員免許法等の一部を改正する法律案**（閣法第23号）（衆議院送付）について中曽根文部大臣、河村文部政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第23号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

○平成12年４月13日（木）（第10回）
○理事の補欠選任を行った。
○**技術士法の一部を改正する法律案**（閣法第64号）（衆議院送付）について中曽根科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月18日（火）（第11回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**技術士法の一部を改正する法律案**（閣法第64号）（衆議院送付）について中曽根科学技術庁長官、斉藤科学技術政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第64号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク
　　反対会派　なし
○**教育公務員特例法等の一部を改正する法律案**（閣法第74号）（衆議院送付）について中曽根文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月20日（木）（第12回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。
○**教育公務員特例法等の一部を改正する法律案**（閣法第74号）（衆議院送付）について中曽根文部大臣、河村文部政務次官、政府参考人及び参考人地方公務員災害補償基金理事長山崎宏一郎君に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第74号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク
反対会派　なし

○平成12年４月25日（火）（第13回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案**（参第３号）について発議者参議院議員石田美栄君、同本岡昭次君、同佐藤泰介君及び政府参考人に対し質疑を行った。
○**国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案**（参第８号）について発議者参議院議員須藤良太郎君から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月27日（木）（第14回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案**（参第８号）について発議者参議院議員須藤良太郎君、同小山孝雄君、同木庭健太郎君及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月９日（火）（第15回）
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案**（参第８号）について参考人「昭和の日」推進国民ネットワーク会長鈴木英夫君、國學院大學日本文化研究所教授大原康男君、専修大学経営学部教授嶺井正也君、立命館大学名誉教授岩井忠熊君及び評論家佐高信君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月11日（木）（第16回）
○**国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案**（参第８号）について発議者参議院議員須藤良太郎君、同小山孝雄君、同木庭健太郎君及び同平野貞夫君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（参第８号）　賛成会派　自保、明改、参ク
反対会派　民主、共産、社民

○平成12年５月16日（火）（第17回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○教育問題に関する件について中曽根文部大臣、河村文部政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
○**新しい学校教育確立のための教育改革推進に関する決議**を行った。

○**小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案**（参第３号）の撤回を許可した。

○**独立行政法人教員研修センター法案**（閣法第75号）（衆議院送付）について中曽根文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月18日（木）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**独立行政法人教員研修センター法案**（閣法第75号）（衆議院送付）について中曽根文部大臣、河村文部政務次官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第75号）　賛成会派　自保、明改、社民、参ク
　　反対会派　民主、共産

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

教育職員免許法等の一部を改正する法律案（閣法第23号）

【要　旨】

本法律案は、高等学校の教科の改正に伴い、高等学校の教員の免許状に係る教科として情報及び福祉等を設けるとともに、教員の資質の保持と向上を図るため、特別免許状を有する者が所要の単位の修得により普通免許状の授与を受けることができるようにすること等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　高等学校の教員の免許状に係る教科として、情報、情報実習、福祉、福祉実習を設けること。

2　盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の改正に伴い、「養護訓練」を「自立活動」に改めること。

3　特別免許状を有する者が、所定の単位の修得により普通免許状の授与を受けることができる制度を設けること。

4　一種免許状を有する者が専修免許状の授与を受けるために修得することを必要とする単位数が、在職年数に応じて逓減する措置を廃止すること。

5　罰金の額の引き上げ等所要の規定を整備すること。

6　この法律は、平成12年７月１日から施行すること。ただし、この法律中、２の規定は同年４月１日から施行すること。

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第36号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1　政令で定める国立大学の大学院に研究科以外の教育研究上の基本となる組織として教育部及び研究部を置くものとすること。

2　弘前大学医療技術短期大学部、岐阜大学医療技術短期大学部及び山口大学医療技術短

期大学部を廃止すること。

3　教育部及び研究部を置く国立大学の評議会及び教授会の特例を定めること。

4　学位授与機構を改組して大学評価・学位授与機構とし、大学等の教育研究活動等の状況についての評価及びその結果の提供等の業務を追加すること。

5　昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成12年度の職員の定員を、２万32人（47人減）に改めること。

6　この法律中、教育部及び研究部の設置に関する規定、学位授与機構の改組に関する規定及び国立医科大学等の職員の定員の改正規定は平成12年４月１日から、岐阜大学医療技術短期大学部及び山口大学医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成15年４月１日から、弘前大学医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成16年４月１日から施行すること。

7　その他所要の改正を行うこと。

【附 帯 決 議】

政府及び関係者は、この法律の実施に当たっては、次の事項について特段に配慮すべきである。

1　大学評価・学位授与機構による大学評価の実施に当たっては、客観的で公正な評価を確保するため、評価委員及び専門委員を幅広い分野から選任するとともに、評価の基準、方法等を公表し明確にすること。

2　第三者による大学評価を行うに際しては、その本来の趣旨が、各大学の教育及び研究の改善に資するためのものであることにかんがみ、各大学の個性や多様性並びにその自律性に配慮し、評価結果の活用には十分留意すること。

3　高等教育に対する新たな時代の要請に十分こたえることができるよう、大学等の教育研究体制のより一層の充実を図るため、財政措置を含めた必要な諸条件の整備に努めること。

右決議する。

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第62号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、情報伝達手段の発達により可能となった視聴覚障害者のための著作物の利用について自由に行うことができることとするとともに、著作権等を侵害された者の救済を図るための制度を充実するほか、著作権に関する世界知的所有権機関条約の締結に伴い、同条約締約国の著作物に対する著作権法等の適用関係を明確にするための規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　公表された著作物は電子計算機を用いて点字を処理する方式により記録媒体への記録又は公衆送信を行うことができることとすること。

2　聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者が、放送又は有線放送される著作物について聴覚障害者の用に供するために、当該著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信を行うことができることとすること。

3　使用料相当額の損害の賠償額の認定について、事件の事情を考慮できることとするこ

と。

4　侵害の行為を立証するための書類の提出命令等に関して手続を整備することとすること。

5　当事者は、損害の計算をするための鑑定を行う鑑定人に対して、必要な事項を説明しなければならないこととすること。

6　損害額の立証がその立証をするために必要な事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、相当な損害額を認定できることとすること。

7　著作権等の侵害についての法人の罰金刑の額の上限を１億円とすること。

8　著作権に関する世界知的所有権機関条約の締約国を本国とする著作物に係る保護期間の特例を定めること。

9　著作権に関する世界知的所有権機関条約の締約国を本国とする著作物については、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の規定を適用しないこととすること。

10　この法律は、平成13年１月１日から施行すること。ただし、８及び９の規定は、著作権に関する世界知的所有権機関条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

技術士法の一部を改正する法律案（閣法第64号）

【要　旨】

本法律案は、技術士の制度についての国際的な整合性の確保を図るため、技術士と同等以上の外国の資格を有する者についての技術士の資格に関する特例を設けるとともに、良質の技術士の一層の育成を図るため、第２次試験の受験資格の改善を図るほか、技術士等の公益確保等の責務を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　技術士等の資格に関する特例

(1)　技術士と同等以上の科学技術に関する一定の外国の資格を有する者であって、我が国においていずれかの技術部門について我が国の法令に基づき技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものは、技術士となる資格を有するものとすること。

(2)　大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第１次試験の合格と同等であるものとして文部科学大臣が指定したものを修了した者は、技術士補となる資格を有するものとすること。

2　試験制度の改善

(1)　第１次試験の目的に、技術士となるのに必要な科学技術全般にわたる基礎的学識及び技術士等の義務に関する規定の遵守に関する適性を有するかどうかを判定することを追加すること。

(2)　科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者の監督（一定の要件に該当する内容のものに限る。）の下に当該業務に従事した者で、その従事した期間が一定の期間を超えるもの（技術士補となる資格を有するものに限る。）は、第２次試験を受けることができるものとすること。

(3) (2)に規定する業務に従事した者で、その従事した期間が一定の期間を超えるもの（技術士補となる資格を有するものに限る。）は、第２次試験を受けることができるものとすること。

(4) 既に一定の技術部門について技術士となる資格を有する者であって当該技術部門以外の技術部門につき第２次試験を受けようとするものに対しては、第２次試験の一部を免除することができるものとすること。

3 技術士等の公益確保の責務

技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならないものとすること。

4 技術士の資質向上の責務

技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならないものとすること。

5 日本技術士会の目的の追加

日本技術士会の目的に、技術士の資質の向上に資するため、技術士の研修に関する事務を行うことを追加すること。

6 施行期日等

(1) この法律は、平成13年４月１日から施行するものとすること。

(2) この法律の施行の際現に第２次試験の受験要件に該当している者及びこの法律の施行の日以後に該当することとなった者は、平成15年３月31日までの間は、２の(3)にかかわらず、第２次試験を受けることができるものとすること。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案（閣法第74号）

【要　旨】

本法律案は、教員の専修免許状の取得を促進し、その資質の向上を図るため、国公立の小学校等の教員が職務に従事せずに国内外の大学院の課程等に長期にわたり在学し、その課程を履修することができる大学院修学休業制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 教育公務員特例法の一部改正

(1) 小学校等の教諭、養護教諭又は講師で、教員の１種免許状又は特別免許状を有する等の要件を満たすものは、任命権者の許可を受けて、３年を超えない範囲で年を単位として定める期間、専修免許状の取得を目的として、大学院の課程等に在学してその課程を履修するため、大学院修学休業を行うことができるものとすること。

(2) 大学院修学休業中の教諭、養護教諭又は講師は、その身分を保有するが、職務に従事しないものとすること。

(3) 大学院修学休業中は給与を支給しないものとすること。

(4) 大学院修学休業の許可は、大学院修学休業中の教諭、養護教諭又は講師が休職の処分を受けた場合等には、その効力を失うものとすること。

(5) 任命権者は、大学院修学休業中の教諭、養護教諭又は講師が大学院の課程等を退学した場合等には、大学院修学休業の許可を取り消すものとすること。

(6) 国家公務員の退職手当に関する大学院修学休業の期間の取扱いについて、大学院修

学休業の期間の２分の１の期間を在職期間から除算するものとすること。

2　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正
大学院修学休業をしている者について、教職員定数外とすること。

3　公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正
大学院修学休業をしている者について、教職員定数外とすること。

4　附則

(1)　この法律は、平成13年４月１日から施行すること。

(2)　大学院修学休業の許可の申請等の行為は、この法律の施行日前に行うことができるものとすること。

独立行政法人教員研修センター法案（閣法第75号）

【要　旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人教員研修センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人教員研修センターとすること。

2　独立行政法人教員研修センター（以下「センター」という。）は、校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とすること。

3　センターは、主たる事務所を茨城県に置くこと。

4　センターの資本金は、附則の規定により政府から出資があったものとされた金額とするとともに、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができることとし、センターは、その出資額により資本金を増加するものとすること。

5　センターに、役員として、その長である理事長及び監事２人を置くこととし、役員として、理事１人を置くことができるものとするとともに、理事長の任期は４年とし、理事及び監事の任期は２年とすること。また、センターの役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとすること。

6　センターは、２の目的を達成するため、学校教育関係職員に対する研修を行うこと、学校教育関係職員に対する研修に関し指導等を行うこと及びこれらに附帯する業務を行うこと。

7　センターは、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第44条第１項又は第２項の規定による整理を行った後、積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源とすることができるものとし、なお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないものとすること。

8　この法律は、平成13年１月６日から施行するものとすること。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
23	教育職員免許法等の一部を改正する法律案	衆	12. 2. 8	12. 3.22	12. 3.28 可決	12. 3.29 可決	12. 3. 9 文教	12. 3.15 可決	12. 3.16 可決
			○12. 3. 9 衆本会議趣旨説明						
※36	国立学校設置法の一部を改正する法律案	〃	2.18	3.17	3.23 可決 附帯決議	3.24 可決	3. 3 文教	3.10 可決 附帯決議	3.14 可決
62	著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案	参	3.10	3.13	3.16 可決	3.17 可決	4.20 文教	4.26 可決	4.27 可決
64	技術士法の一部を改正する法律案	衆	3.14	4.12	4.18 可決	4.19 可決	3.14 科学技術	3.29 可決 附帯決議	3.30 可決
74	教育公務員特例法等の一部を改正する法律案	〃	3.17	4.18	4.20 可決	4.21 可決	3.28 文教	3.31 可決	4. 4 可決
75	独立行政法人教員研修センター法案	〃	3.17	5.15	5.18 可決	5.19 可決	4.17 文教	4.21 可決	4.25 可決

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
3	小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案	本岡 昭次君 外2名 (12. 1.20)	12. 1.24		12. 3. 9					
			○12. 5.16 撤回申出 ○12. 5.16 撤回（委員会許可）							
8	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	須藤 良太郎君 外3名 (12. 3.30)	4. 3	12. 5.12	4.25	12. 5.11 可決	12. 5.12 可決	12. 5.18 内閣	未了	

(5) 委員会決議

――新しい学校教育確立のための教育改革推進に関する決議――

あすの日本は、自立した個人がその能力を十分発揮し、個人の力がみなぎる共生と公平の社会を築き上げていかねばならない。

そのために教育こそが、個人の成長の源であり、人材育成が社会の繁栄と国民生活向上の基礎である。

今、学校は、いじめ、不登校、校内暴力、学級崩壊などの問題を抱え、青少年の犯罪が続発し、不安を持つ国民から、その在り方そのものが問われている。これからの学校教育は思いやりの心を大切にし、国や地域を愛し、歴史、文化・伝統を重んじる知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、学校と家庭の連携を築き、たのもしい人格と豊かな人間性をはぐくむ新しい学校教育の確立が求められている。

急速に進展する情報化、国際化の観点から「教育環境の整備」と「学校の高度化」が、新しい学校教育確立の緊要の課題である。子どもたちが、知識と技能を身に付け、独創性、創造性が重視される質の高い教育を実施していくために、とりわけ初等中等学校の学級の適正化と教職員の質の向上と定数の改善、校舎等の施設整備の充実、また、保護者と教職員の在り方等の見直しが不可欠である。

昨年の「ケルン憲章」においても、教育への投資は、雇用、経済成長、社会的・地域的不平等の縮小の鍵と位置付けており、21世紀を生きる子どもたちの生涯学習の基礎を培う学校教育は、まさに「教育立国」の要である。

本委員会は、ここに教育こそが「国家百年の大計」の礎を築く政治の最重要課題であることを表明し、政府に対し、新しい学校教育確立のための教育条件整備を含めた改革を強く要請する。

右決議する。